

鹿角市外国人材受入態勢整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内企業の円滑な人材確保を図り、人材の充足による生産規模の維持、拡大や市内経済への波及を目的に、企業が行う外国人材の受入れのための社宅整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年鹿角市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受入企業等 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第6項に規定する実習実施者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）に規定する分野の事業者であつて、外国人材を雇用している又は雇用する予定の事業者をいう。
- (2) 外国人材 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の外国人住民のうち、市内に住所を有する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1の2の表のうち、特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者をいう。
- (3) 社宅整備 外国人材の居住の用に供するため、新たに建物（市内の空き家又は中古物件に限る。以下同じ。）を取得又は賃借し、修繕等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する受入企業等とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 市税の滞納のないこと。
- (3) 整備する社宅へ申請年度内に外国人材が入居することが見込まれること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、社宅整備のうち建物の修繕等に要する費用とする。ただし、当該修繕等は、市内に本店又は営業所等を有する業者が行ったものに限る。

2 次に掲げる費用は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 建物に付随する車庫等の建造物及び敷地内の外構に係る工事費用
- (2) 家具や電化製品の購入費用
- (3) その他市長が適切でないと認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。

2 補助金の申請回数は、1申請年度につき1回までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、鹿角市外国人材受入態勢整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 入居（予定）者の雇用契約書又は特定技能契約書の写し
- (3) 住宅等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

- (4) 修繕等に関する見積書及び図面等
- (5) 市税の滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類
(実績報告)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第13条に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第3号）
- (2) 修繕等に関する領収書又は支払を証明できる書類
- (3) 修繕等の完成写真
- (4) 入居者の在留カードの写し
- (5) 入居者の住民票抄本（発行の日から1か月以内のものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 第3条に掲げる補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この補助金により整備した建物が交付決定の日から3年以内に社宅の用に供さなくなったとき。
- (3) この補助金により整備した建物が交付決定の日から3年以内に転売され、又は建物の賃貸借契約が解除されたとき。
- (4) 前2条の規定による申請又は報告の内容に虚偽があったとき。
- (5) その他市長が返還の必要があると認めるとき。

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。